令和 4 年(ネ)第 1893 号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234 名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外2名

意見陳述要旨

令和4年8月3日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告) 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

控訴人兼被控訴人(一審被告) 宮 部 龍 彦

控訴人兼被控訴人(一審被告) 三 品 純

地名を公表することはプライバシー権の侵害であるとした原判決は完全に超法規的なものです。

『全国部落調査』は、それ自体はプライバシーではないどころか、個人に関する情報としても完結していません。そこで、わざわざ関係者の戸籍や住民票を見分してプライバシーとの判断をしたものです。『宴のあと』事件等、過去の判例では対象となった情報自体が個人のプライバシーとして完結していますが、本件はそうではありません。

また、戸籍や住民票を出したとして、地名に対応するのは個人ではなく不特定多数の集団です。原判決がプライバシーと強弁する情報の利用や公表の許可を求める相手を特定することができません。このことからも原判決は、プライバシーという概念では理解できません。

事実認定についても、原判決は事実ではなく、単なる風評や印象をベースにしているとしか言いようがありません。

原判決は、本籍地や住所地を機械的に地名と照合することで、実質的に同和地区 出身者かどうかの判断をしています。しかし、そのような方法で部落差別の対象が特 定されてきたという証拠は存在せず、むしろ原告被告双方が否定していることです。例 えば、被告宮部の本籍地の地名は間違いなく『全国部落調査』に掲載されているのに、 原告らは宮部の出身地は部落でないだろうという趣旨のことを言っています。

原判決は、部落差別につながる身元調査の方法を裁判所が発明したものです。

また、原判決は解放同盟員であれば同和地区出身者と見なされるという前提で判断していますが、少なくとも事実関係では原告被告双方とも否定しています。例えば、ごく最近就任したトップである委員長自身が、『全国部落調査』と戸籍と住民票により同和地区出身と判断できていません。

何が部落で誰が部落民か明確に判断する方法を誰も説明できず、部落問題についての議論では解放同盟をはじめとする同和団体が主導権を握って行政が言いなりになってしまう現象が繰り返されてきましたが、とうとう司法も言いなりになりました。原判決は理解できないものを理解できないと言う勇気もなく、普遍性も公平性もない判断をしてしまったものです。

『全国部落調査』の一部公表を禁ずる原判決が出されたのが昨年の9月27日ですが、今年の3月30日に、同じ裁判官によって、裁判記録の『全国部落調査』の全体の閲覧を制限するという、矛盾した判断がされています。このことは、原判決が普遍性も公平性もないものであることを示しています。

解放同盟には、公に部落の地名情報の流通を阻止させる意図があります。しかし民事訴訟はどこまで行っても当事者同士のものです。そして事実上このような裁判を起こすのは解放同盟だけであり、解放同盟は差別糾弾と称して部落問題に関連して自らのイデオロギーに反する表現に対して激しい抗議をしてきた一方、部落の地名が書かれた出版物は解放同盟によって何度も世に出されてきたし、原審の本人尋問から明ら

かな通り、解放同盟は立場宣言や部落民宣言と称して部落住民の子供をアウティング することも行ってきました。裁判の法律上の効力と、実情を見れば、原判決のもたらす 結果は、部落の地名を隠してプライバシーと称されるものを守るということではなく、解 放同盟とその意に沿う者だけが部落の地名を自由に扱えるということであって、部落問 題についての情報や議論全般を解放同盟の支配下に置くものです。

今年の3月、私は香川県の10か所以上の部落を探訪しました。そこで驚いたのは、 同和地区に限って太陽熱温水器が搭載された独特の形の公営住宅があり、放置自動 車が明らかに多く、一目で同和地区と分かるようになっていることです。

後で知りましたが、違和感の原因は、公営住宅の床面積は国交省の基準では80平 米程度が上限ですが、香川県の同和地区では100平米を超えるものが普通にあると 言います。放置自動車が多いのは、放置自動車に対して一般地区では行政が直接対 応するのに、同和地区では行政が解放同盟支部にお伺いを立てて、その後は解放同 盟支部次第になっているからです。

このような実態は明らかに「部落差別の解消」と言われるものに反することですが、部落の地名を公言してはならないというのであれば、実態を知ることも、解決のための議論をすることもできません。

部落が公表されることが差別につながると原告らは言いますが、実際はあからさまに 部落が特別な扱いをされていることが目に見えるような状態にしてでも、運動の維持や 商売のために部落を利用してきたのです。

原判決は、解放同盟以外にも幅広く悪用されるでしょう。例えば、解放同盟の支部のように、部落に本拠地を置き、団体名に部落名を冠して、部落民の団体を標榜すれば、批判されにくくなります。

証拠として提出したマーク・ラムザイヤー教授の論文には、部落差別を解消するため の政策が、部落に反社会的勢力を惹きつけてきたことが書かれています。原判決は、 まさにそれを体現したと言わざるを得ません。

なお、そのラムザイヤー教授から本裁判に対して、現状の部落問題についての研究 は解放同盟と共産党に偏向したものであり、全国部落調査は偏向しない学問に必要 なものであるという意見書が提出されています。

昨年7月に熱海市で土石流災害があり、26 人の死者と 1 人の行方不明者が出ました。土石流の原因となった盛土をした新幹線ビルディングの経営者は当時の自由同和会神奈川県本部長であり、熱海市議会の会議録で「同和系列の企業」と名指しされています。災害直後に自由同和会から除名されているのに、これらのことは、ほとんど報道されていません。

ここで具体的に陳述することは認められませんでしたが、一部の原告らが関係したと みられる事例も証拠と共に提出しています。

こうして今でも、部落問題に対する特別な配慮は悪用されています。

部落に関係する諸問題は、各部落に存在するものだし、全国の部落で一斉に問題が解決するということはあり得ないのに、個々の部落の違いを覆い隠し、議論を不可能にするような原判決は、明らかに部落差別解消と矛盾しています。控訴審では、風評と印象ではなく、事実と法律による判断をお願い致します。

以上